

鼓童公演つき

ふるさと納税
佐渡旅行クーポン券支払可能

直江津港
発着

1名様より
利用可能

個人型
旅行プラン

五感で楽しむ小木の秋！ 佐渡 日帰りパック

2024年10月5日(土)～10月20日(日) 土日祝日

パックに含まれるもの

- 往復乗船代（カーフェリーこがね丸 2等往復）
- 鼓童 秋の公演チケット1公演分
- 小木家利用券 2,000円分
- 佐渡・新潟観光施設割引証
対象施設一覧はこちら▶
- 佐渡市小木町まちなみ探索地図



出発日&鼓童公演日程

チケットは午前または午後の公演からお選びください

	10/5 (土)	10/6 (日)	10/12 (土)	10/13 (日)	10/14 (月・祝)	10/19 (土)	10/20 (日)
10:30公演	●	●	●	●	●	●	●
14:00公演	●	●	●	●	●	●	●

開場：各回 30 分前 / 公演時間：約 45 分（太鼓体験コーナーを含みます）

基本旅行代金（税込）

大人1名様 8,900 円

小児1名様 4,500 円

オプション（追加料金）

乗用車1台 往復航送代金
19,800 円

対象車種は車検証に記載の車3m以上6m未満かつ定員10名以下の乗用車（ワゴン車含む）およびキャンピングカーに限ります。

レンタカー1台 日帰り代金
9,000 円

Sクラス禁煙車両（コンパクトカー / 5名定員）
ガソリン代・消費税等諸税・免責補償料金・安心補償料金含む。佐渡汽船レンタカー：9:00～17:00 返却となります。チャイルドシートの貸出は無料、要予約です。

※写真はすべてイメージです。

小木港直結 小木家・小木家「スリかつ丼」・小木家「お土産売場」

小木の街並み



力屋観光汽船「たらい舟」・千石船展示館「白山丸」

お申込み方法・ツアー詳細は裏面へ

※船便の空き状況・レンタカーの空車状況により、ご希望の通りにご予約できない場合もございます。あらかじめご了承ください。

SADO KISEN

必ずお読みください

■最少催行人員：大人1名様以上 ■行程中の行動：ご旅行中の行程はグループ内同一となります。（同一区間・同一設備の利用となります） ■行程中の行動2：オプションにて車両両送・レンタカーをお申込みされていない方の島内の交通手段、および食事はついておりません。お客様自身でのお手配が必要となります。（鼓童 秋の公演会場・マリンプラザ小木まで：小木港から徒歩で約5分） ■添乗員：添乗員・現地係員は同行致しません。ご旅行に必要な確認書をお渡し致しますので、ご旅行中のお手続きはお客様ご自身にて行ってください。 ■小児：小児代金は小学生が対象となります。 ■幼児：幼児代金は未就学児が対象となり、船舶の指定席を利用する場合、別途小児運賃が必要となります。鼓童秋の公演チケットは、小学生以下（未就学児・幼児）無料です。 ■復路：出発日を含め5日目まで、復路利用日の延長を承ります。（申込時のリクエストが必要です） ■取消及び変更：取消・変更が生じた場合は、お申込み店の営業時間内にお申し出ください。取消・変更の場合、当社が定める旅行業約款に基づき、取消料を受取致します。 ※お客様のご都合による出発日および船便、宿泊施設等行程中一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。 ※未成年者（20歳未満）のみでの参加、また親権者以外の方とご同行される場合は、親権者様の同意をいただいておりますので、同意書の提出をお願い致します。

ご旅行条件（要約）

この旅行は、佐渡汽船株式会社（以下「当社」といいます）が企画・実施するものです。この旅行条件は、当チラシに記載されている条件のほか当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）及び別途お渡しする旅行条件書、最終日程表によります。

1. 旅行のお申込み及び契約の成立時期
- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき下記の申込金又は旅行代金金額を添えてお申込みいただきます。
- 申込金は、旅行代金・取消料又は違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

旅行代金	申込金（お一人様）
30,000円未満	6,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満	12,000円以上旅行代金まで
60,000円以上90,000円未満	18,000円以上旅行代金まで
90,000円以上	旅行代金の20%以上旅行代金まで

- (2) 当社は電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みがなかったものとして取り扱う場合もあります。
- (3) 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、上記の申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 旅行代金のお支払い
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

4. 旅行契約内容の変更
- 当社は天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

3. 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの
- 旅行日程に明示した交通費、宿泊費、旅行業務取扱料金及び消費税等諸税を含んでいます。これらの諸費用は、お客様のご都合により利用されなくても払い戻しはいたしません。

5. 取消料
- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消・変更料
a. 11日目にあたる日以前の解除	無料
b. 10日目にあたる日以前の解除	旅行代金の20%
c. 7日目にあたる日以前の解除（d～fを除く）	旅行代金の30%
d. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
e. 旅行開始日の当日（f）を除く	旅行代金の50%
f. 旅行開始後及び無連絡不参加	旅行代金の100%

6. お客様による旅行契約の解除
- (1) お客様は上記で定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
- (2) お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
- a. 旅行契約内容に重要な変更がされたとき。
- b. 天災地変・戦乱・暴動・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止や官公署の命令等、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- c. 当社の責に帰すべき事由により、旅行実施が不可能となったとき。

7. 当社の責任及び免責事項
- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合は除きます）として賠償します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
- a. 天災地変・戦乱・暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- d. 自由行動中の事故
- e. 食中毒
- f. 盗難
- g. 運送機関の遅延・不通など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在期間の短縮

8. 添乗員
- (1) 本プランには添乗員等は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡しいたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (2) 悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身にて行っていただきます。

9. 当社の責任及び免責事項
- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
- (2) 手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます）として賠償します。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は上記の責任を負いません。
- a. 天災地変・戦乱・暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b. 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- c. 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- d. 自由行動中の事故
- e. 食中毒
- f. 盗難
- g. 運送機関の遅延・不通など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

10. お客様の責任
- (1) お客様の故意・過失・法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合、お客様は損害の賠償をしていただきます。
- (2) お客様は、当社から提供された情報を活用しお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について、理解するように努めなくてはなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に契約書面に記載されている内容と異なるサービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

11. 特別補償
- (1) 当社は当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命・身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- (2) 当社が特別補償に基づく補償金支払い義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

12. その他
- (1) お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) 事故や悪天候その他止むを得ない事由により、万一期が遅れ、他の運送機関利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他サービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

10. 旅行条件・旅行代金の基準
- (1) 旅行条件は、2024年1月1日を基準としています。
- (2) 旅行代金は、2024年6月1日現在の運賃・規則を基準として算出しています。
11. 詳しい旅行条件は係員におたずねください。

- 個人情報の取扱いについて
- (1) 佐渡汽船株式会社（以下「当社」）およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客様にお届けするために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社及び当社グループ企業、販売店は、各企業が取扱う商品やサービス・キャンペーンなどのご案内のために、当社の保有するお客様の個人情報のうち、お客様へのご連絡に際して必要となる最小限の範囲のものについて、共同で利用させていただきます。
- (3) 当社及び販売店は、お申込みいただいた旅行の手配のために、お客様の氏名・住所・電話番号などの情報を必要な範囲内で、運送・宿泊機関等及び手配代行者に対し提供いたします。

インターネット申込なら、深夜早朝、



24時間お申込みいただけます。

※ 出発日 5 日前 16:30 締切となります ※

旅行企画
実 施

佐渡汽船株式会社

新潟県知事登録旅行業第 2-167

〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島 9-1

（一社）全国旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者：山際 宏志